

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	張 志国
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
論文題目			
A STUDY ON THE GUARANTEE OF RURAL TEACHERS' TRAINING RIGHTS IN THE MIDWEST AREAS OF CHINA THROUGH A NATIONAL TRAINING PROJECT			
論文審査担当者			
主 査 小川 佳万			
審査委員 曾余田 浩史			
審査委員 丸山 恭司			
審査委員 滝沢 潤			
〔論文審査の要旨〕			
<p>近年、中国では「国家中長期教育改革と発展計画綱要（2010-2020年）」に基づき、初等・中等教育段階における学力について、省間格差、民族間格差に加え、地域間格差の是正に取り組んでいる。例えば、農村部を対象とする重点的な資金配分によるインフラ整備や、大学入学者選抜における農村部出身受験者を対象とする特別措置等が講じられているが、農村部における現職教員の資質向上も重要な課題として認識されている。本論文は、中国中西部の農村教員の研修権保障の特質を、1. 2010年における全教員（優秀教員（backbone teacher）および一般教員（non-backbone teacher））を対象とする研修プロジェクト導入とその後の見直しの過程と意義、2. 特に一般教員を対象とするサブプロジェクトの導入の実態とその意義を、教員研修権保障の観点から明らかにすることを目的としている。</p> <p>論文の構成は、次のとおりである。</p> <p>序章では、研究の背景、先行研究の検討、研究方法等に言及した。研究方法としては、中国教育部（日本の文部科学省に相当）等の政策文書やプロジェクト会議資料、新聞記事等の分析、また陝西省と河南省におけるフィールドワークや教員等への聞き取り調査等を行った。</p> <p>第1章と第2章では、「中西部教員研修プロジェクト（Teacher Training Midwest Project: TTMP）」の導入とその後の見直しの過程と意義を、主に政策文書やプロジェクト会議資料等の分析から考察した。第1章では、2014年までを対象として、特にTTMP導入の背景、内容、管理体制、研修講師等を調査することにより、TTMPの導入初期の農村部の教員の研修権保障に関する実態を明らかにした。続く第2章では、2015年以降を対象として、TTMPの導入後の管理体制や研修講師等の実態を分析することによって、農村教員の研修権の保障に関する考察を行った。</p> <p>第3章と第4章では、中国中西部の2省でのフィールドワークに基づいてケーススタディIとIIとして論じた。それらは農村の学校に研修講師を派遣するというサブプロジェクトに関するものであるが、その導入の背景や組織、管理体制や研修カリキュラム等について詳細に調査し分析している。第3章では、陝西省P県のケースを、第4章では、河南省のY県ケースを取り上げ、農村部の一般教員の研修権保障に関する実態と関連する諸課題について考察した。なお、</p>			

ここで特に課題として考えられたのは、講師数の不足によって当該地区の全教員が研修へ参加する権利を保障することが困難であること、研修制度において教員の職能成長に関する長期的な方針が定められず系統的なカリキュラムが用意されていないことである。

第5章と第6章では、同じく中国中西部の2省でのフィールドワークに基づいてケーススタディIIIとIVとして論じた。いずれも農村部の一般教員が都市部の先進的な教育実践をなす学校を訪問し研修を受けるサブプロジェクトに関するものであるが、その背景や組織、管理体制や研修カリキュラム等について詳細に調査し分析した。第5章では、陝西省西安市の先進的な教育実践を行う都市の小学校における事例を取り上げ、第6章では、河南省のS市の師範大学で実施された研修に関する事例を取り上げ、農村部の一般教員の研修権保障に関する実態と諸課題について考察した。なお、ここでの研修内容は教授に関するものが多く含まれていたが、主に都市部の学校での実践例が扱われたため、農村部の学校におけるニーズとは適合しないという課題を抱えていた。

終章では、本研究のこれまでの議論と成果をまとめ、農村部の教員の研修権の保障に関する実態と課題について指摘した。

本論文は、次の2点で高く評価できる。

1. TTMPに関する政策文書等の入念な分析により、教員の研修権保障に関して2015年を境にして大きく変化したことを明らかにしたことである。2010年にTTMPが導入され、さらに3つのサブプロジェクトが実施されることで、中西部の農村地域の全教員が研修の対象となり、その全体的な資質の向上が期待された。しかし、それでも優秀教員と一般教員の間に特に研修の時間、内容、水準等に顕著な差が見られた。2015年以降、その是正が重要な政策課題として位置付けられ、そのために5つのサブプロジェクトが実施されることとなった。
2. 2015年のTTMPの改革により農村部の教員の研修機会の充実化が図られたが、上記ケーススタディから、優秀教員と一般教員の間には研修の時間、内容、水準等には依然として差があることを明らかにしたことである。制度上、一般教員にも研修の機会が比較的保障されるようになったと考えられるが、教員への聞き取り調査からは、その時間、内容、水準等が十分ではないと認識されていることが明らかとなった。例えば、研修講師数の不足、研修場所の地理的不便さが指摘できる。また、研修内容は教授技術の開発に重点が置かれているが、それが都市部の学校教育との親和性が高いと考えられ、農村部の学校教員のニーズや長期的な職能開発に適合していないことも指摘できる。したがって、農村部の教員にとっては、研修成果の教育実践への応用が限定されることが明らかとなった。このような直接かつ短期的な研修を提供するこれらのサブプロジェクトが長期的な研修権保障に及ぼす影響は限定的であることを示唆した。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和 2 年 9 月 2 日